

別記様式（第10条関係）

（表）

写 真	自動車運転代行業の業務の適正化 に関する法律第21条第2項の規 定による立入検査の 検 査 員 証	第 号 職 名 氏 名 年 月 日生 年 月 日 発行 年 月 日 限り有効
都道府県知事		印

9センチメートル

（裏）

（自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律抜粋）

第21条

2 国土交通大臣は、この法律の施行に必要な限度において、自動車運転代行業を営む者に対し、その業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に営業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

第33条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

(11) 第21条第1項若しくは第2項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料の提出をせず、若しくは同条第1項若しくは第2項の規定による報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出した者又は同条第1項若しくは第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

9センチメートル